

○岩手県国土利用計画審議会条例

(昭和 49 年 10 月 15 日条例第 34 号)

[改正] 昭和 50 年 12 月 23 日条例第 39 号、平成 9 年 3 月 27 日条例第 63 号、11 年 12 月 17 日条例第 80 号、12 年 12 月 18 日条例第 72 号、13 年 7 月 9 日条例第 57 号

岩手県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

岩手県国土利用計画審議会条例

題名改正[平成 11 年条例 80 号]

(設置)

第 1 条 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 2 項の規定により、岩手県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正[平成 11 年条例 80 号]

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

一部改正[平成 13 年条例 57 号]

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第 7 条 審議会に、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正[昭和 50 年条例 39 号・平成 9 年 63 号・12 年 72 号]

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 以下略

岩手県国土利用計画審議会運営規程

(昭和50年 2月17日施行)

(平成12年 3月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県国土利用計画審議会条例（昭和49年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第9条の規定により、岩手県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

第2条 審議会の招集は、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知して行うものとする。

(特別委員会)

第3条 特別委員会に委員長を置き、委員及び臨時委員の互選により、これを定めるものとする。

2 委員長は、特別委員会の事務を掌理し、会議の議長となるものとする。

3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

4 特別委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議を開くものとする。

5 特別委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

6 委員長は、特別委員会の調査審議が終了したときは、その結果を次の審議会において報告するものとする。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、必要と認めるときは、関係職員に会議に出席を求めて説明させることができるものとする。

(会議録)

第5条 審議会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておくものとする。

2 会議録には、そのつど会長の指名する委員2名が署名しなければならないものとする。

附 則

この規程は、昭和50年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。